

奈良県告示第百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、富雄川筋字十ヶ土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和元年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉村 實

大和郡山市小南町四一

寺川 努

〃 二五

本多 信廣

千日町二一一

奥田 哲夫

満願寺町五〇四

奥田 利一

池之内町五〇三

豊田 増三

豊浦町六六

奥村 昌則

本庄町一七七

寺前 良昭

杉町九四

吉川 俊夫

筒井町一三三七一一

梅田 衛

田中町三〇八一二

已之上 秀一

小南町二五〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉村 實

大和郡山市小南町四一

寺川 努

〃 二五

穴井 弘

外川町三六六

富野 孝之

満願寺町四八二一

吉岡 幸一

池之内町二五三一三

新谷 登司之

本庄町一七二一六

伊豆 佳三

〃 二六〇一二

巽 宏之

筒井町一五三七一一

監事 梅田 利一

小南町二四〇

監事 辻井 幸司

田中町三六九